7　その他経営の健全化に必要な事項
・市長部局と市立川西病院の間の、資金不足解消に向けた協議をはじめ、諸課題への対応協議が遅延することも見られたことから、今後において、こうした情報の共有とともに課題解消に向けた意見交換などの調整を早期に行うとともに、経営健全化計画に基づく収支改善策を迅速かつ強力に推進していくため、経営健全化推進調整会議を定期的に開催することとする。
・公立病院として、多くの地域の医療ニーズに応えていくという制約から、当然の理念や基本方針など抽象的な病院像を示すのみとなっているため、当院を取り巻く医療環境が変化しているにも関わらず、職員の意識改革による機動的な対応が十分ではない状況である。今後においては、病院としての方針（方向性）とともに具体的な方策を示し、強力なリーダーシップの発揮により職員意識の改革を進め、従事する全職員が相互理解の下協力し合う職場環境を整えていくことが不可欠となる。

○法務省告示第四百八十五号

滋賀県高島市役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十八年十月十二日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、高島市役所又は大津地方法務局に照会すること。

平成二十八年九月十二日

法務大臣　金田　勝年

滋賀県高島郡安曇町大字三尾里五百三十三番地

土井喜太郎

○法務省告示第四百八十六号

大阪市中央区役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十八年十月十二日までに、同区長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、中央区役所又は大阪法務局に照会すること。

平成二十八年九月十二日

法務大臣　金田　勝年

大阪市東区北久太郎町五丁目十八番地

木村　ヂウ

○法務省告示第四百八十七号

山口縣美祢市役所保存の次の原戸籍の一部が滅失した。

平成二十八年九月十二日

法務大臣　金田　勝年

山口縣美禰郡西厚保村第二百九番屋敷

野村　治吉

○法務省告示第四百八十八号

福島県いわき市役所備付けの次の戸籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十八年十月十二日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該戸籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる戸籍の謄本、抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、いわき市役所又は福島地方法務局いわき支局に照会すること。

平成二十八年九月十二日

法務大臣　金田　勝年

福島県石城郡大浦村大字大森字女房作五十二番地

鈴木　馨

○法務省告示第四百八十九号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項下欄の規定に基づき、平成二年法務省告示第百四十五号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年九月十二日

法務大臣　金田　勝年

別表第一クラーク国際専門学校日本語進学予備課程の項中「クラーク国際専門学校日本語進学予備課程」を「日本語学院みらい」に改める。

○外務省告示第三百十八号

平成二十八年八月三十一日にプノンペンで、南部経済回廊配電網整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がカンボジア王国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　南部経済回廊配電網整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　八億九千三百万円

3　贈与の供与期限　平成三十二年四月三十日まで

4　署名者

日本側　隈丸優次在カンボジア大使

カンボジア側　プラック・ソコン上級大臣兼外務国際協力大臣

平成二十八年九月十二日

外務大臣　岸田　文雄

○文部科学省告示第百二十七号

学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年九月十二日

文部科学大臣　松野　博一

学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準の一部を改正する告示

学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準（平成十九年文部科学省告示第四十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の㈠の表施設の整備に要する経費の項を次のように改める。

施設の整備に要する経費	五五二	一、一二六	七四六	一三、七八九（二一、〇〇九）	三、九二二（二一、〇五四）
設備の整備に要する経費	三六	七二七	一四三	六、九三四（五、一六四）	一、八三二（六七〇）

別表第一の一の㈠の表施設の整備に要する経費の項を次のように改める。

○外務省告示第三百四十九号

平成二十八年八月三十一日にカトマンズで、ネパール政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がネパール政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　貧困削減に係る計画等を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　三億円

3　贈与の供与期限　平成二十九年八月二十八日まで

4　署名者

日本側　小川正史在ネパール大使

ネパール側　ロク・ダルサン・レグミ財務省次官

平成二十八年九月十二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百五十号

平成二十八年八月三十一日にカトマンズで、主要空港航空安全設備整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がネパール政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　主要空港航空安全設備整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　十四億五千二百万円

3　贈与の供与期限　平成三十三年八月三十一日まで

4　署名者

日本側　小川正史在ネパール大使

ネパール側　ロク・ダルサン・レグミ財務省次官

平成二十八年九月十二日

外務大臣　岸田　文雄